

令和6年度 第1回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1.日時:令和6年10月16日(水)15時30分～17時32分

2.場所:四條畷市役所本館2階ミーティングルーム

3.出席者:(委員)8名

窪 委員(会長)、青柳 委員、鈴木 委員、田中 委員、平田 委員、南畑 委員、
森田 委員、吉田 委員

(事務局)3名

太田(人権・市民相談課長)

宇都宮(人権・市民相談課長代理兼主任)

織田(人権・市民相談課主査)

●事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度の第1回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会を開催したいと思います。

本日は、委員の任期が開始して初めての会議ということになりますので、会長が選任され、案件に入るまでは、事務局の方で進行をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私、人権・市民相談課の太田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、開催に先立ちまして、副市長より委嘱状の交付をさせていただきたいと思いますので、お名前を呼ばれた方から順に、前にお進みください。

《委嘱状交付》

●事務局

ありがとうございました。なお、河江文代様と、山本敏秀様におかれましては、本日もご欠席となっております旨申し添えいたします。それでは、副市長の神谷よりご挨拶を申し上げます。

《副市長挨拶》

●事務局

ありがとうございました。ここで、少し机の準備をさせていただきますので少々お待ちください。

●事務局

それでは、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局からご報告いたします。

本日は、委員10人中、8名の委員にご出席をいただいております。過半数となっていることから、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本検討会の会長並びに副会長の選任をお願いしたいと思います。選出については、審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により選出していただくこととなっておりますが、ご意見などございましたらよろしくお願いいたします。

●吉田委員

新任の委員も多く、今回、第1回ということになりますけれども、先日行われた市民意識調査の分析にあたっては高い見識をもっておられる窪先生に引き続きお願いできたらと思っています。あわせて、副会長についてもこれまで一緒にこの会を運営していただいていた河江先生にぜひお願いしたいと思います。

●事務局

ただいま会長に窪様を、副会長に河江様を推薦する声がありましたが、皆さまいかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

●事務局

ありがとうございます。それでは、従前とおり、窪様を会長、河江様を副会長とすることとなりました。ちなみに、河江氏は本日ご欠席となっておりますが、従前と同じ役職であれば了承いただける旨事前にお返事をいただいております旨申し添えいたします。

それでは恐れ入りますが、窪様、前方の席にお移りいただけますでしょうか。

●事務局

それでは、窪様、簡単にご挨拶をお願いできますでしょうか。

《会長挨拶》

●事務局

ありがとうございました。

それでは、本日初めてお越しいただいている委員の方もいらっしゃいますので、簡単で結構ですので、皆さま順に自己紹介をお願いできますでしょうか。

《自己紹介》

●事務局

ありがとうございました。それでは、ここで副市長につきましては、他の公務がございますので、退席させていただきたいと思います。ありがとうございました。それではここからは、窪会長に進行をお願いしたいと思います。窪会長よろしくお願いいたします。

●窪会長

それではまず、本協議会の公開、非公開について決定したいと思います。四條畷市では、審議会等の会議につきましても、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開することとされていますので、皆さま特に異議がなければ公開するということにしたい

と思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

●窪会長

ありがとうございます。続きまして、本会議の会議録についても、先ほど申し上げた指針に基づき、作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過が分かるように、各委員の氏名を記載の上、発言内容を明確にして記録することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。案件の5つめ、「四條畷市人権行政基本方針に係る令和5年度実績報告について」となっています。事務局より説明をお願いします。

●事務局

それではご説明させていただきます。今回から新しく委員になっていただいている方もおられますので、まずは簡単にこの案件のアウトラインとなる部分から少し丁寧に説明させていただきます。

本市の人権施策の推進について、市が取り組んでいくに際しての根幹となるものという位置づけの下、「四條畷市人権行政基本方針」というものがありまして、本市が抱える主要な人権課題や、その解決に向けて取り組んでいくべき行動指針が記載されており、この行動指針に基づき、人権行政の推進に向けて日々各部署が取り組んでいる、ということになっているところ です。

この庁内の各部署で行われている人権行政推進に向けた様々な取り組みについて、外部からの視点で様々なご意見やご指摘をいただくことで基本方針の進捗の管理を行い、より一層の人権行政の推進に繋げていくことを趣旨に、毎年度1回、この審議会を開催して、ご意見をいただいているといったこれまでの経過がありまして、令和5年度における市役所内の取組内容を取りまとめたものが、資料番号1「R5 各課実績一覧」と資料番号2「R5 前進事業一覧」となっております。

この案件につきましては、既に資料を事前送付させていただき、ご意見があればということでもお願いさせていただいておりますが、委員の皆さまからのご意見はないという状況でした。従来は、最初に述べたとおり、基本方針の進捗の確認ということで、委員の皆様在市役所内で人権行政推進に向けて取り組んだ事業実績について様々な意見を頂戴することを会議開催の趣旨しているところですが、今年度の審議会は、この後の案件にもございまして、四條畷市人権行政基本方針そのものが改定時期になっておりまして、これについてのご意見をいただくことを本日、それから今年度の審議会におけるメインのテーマにしたいという風に考えておりますので、今回は、各課実績を一覧にしたものと、各取り組みの中でも特に成果があったと各部署自身が評価した資料番号2の「前進事業」の一覧のみを、本日資料としてご用意させていただいております。

この案件につきましては、本日時間も限られており、資料を事前送付した結果、特にご意見をいただいているということもあり、また先ほども申し上げたとおり、基本方針改定に関する議論をメインテーマとしたいと考えておりますので、事務局からの詳細な説明は割愛させていただきます。

き、特に何かご意見のある場合のみ、ここではご発言いただければと考えております。

本案件の説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。

●吉田委員

事前に資料を頂戴したんですけども、市役所の仕事というのは700から800ぐらいあるというのを聞いていて、私もその一部を担っていたわけなんですけれども、全てを見渡せることができず、資料を読ませていただいたんですけども、自分が関わっていなかった分野については、目に映るほどクリアになっていない。これから方針議論になってくると思うんですけども、その中で現実の部分とこれからの方針とを照らし合わせる、そのような形でぜひ座長にも進めていってもらえたら、より良い議論ができるのではないかなと思っております。意見というより感想ということで、お聞きいただけたらと思います。

●窪会長

ありがとうございます。事務局の方で何かご回答なさることはございませんか。

●事務局

はい。特にありません。

●窪会長

私のほうから1つだけお伺いしたいのが、7ページの13番なんですけど、白紙になっているんですがいいんですか。

●事務局

この14項目ジャンルがある中で、13番については取り組んでいる部署はあるんですけども、前進と評価した部署が13番については無かったということです。

●窪会長

そうなんです。分かりました。他に皆様からご意見、ご感想はありませんでしょうか。

青柳さんどうぞ。

●青柳委員

進捗状況の丸、二重丸の表をいただいているんですけども、前々からお知らせしてほしかったのが、二重丸がどれだけ増えてきているのかということが、これだけでは読み取りにくいので、次回からで良いので、増えていく状況をお知らせ願えたらなということと、人権の方で、各課から連絡があった時に、この辺はどうですかという確認はされているのかな、と思いました。

●事務局

1点目の前との比較については、おっしゃられる通りで前年からの進捗をはかるには必要なことだと思うので、今回の方針のやり替えの時に、そういうことが分かるような表にしたいと考えています。

各課の確認なんですけれども、中々多いので難しいのですけれども、少ない課について資料1として提供させていただく中で、全てではないですが確認はさせていただいております。

●窪会長

他にご意見、ご質問はありませんか。

では次に、諮問「人権行政基本方針（素案）について」でございます。事務局で内容説明をお願いします。

●事務局

資料番号3をご覧ください。先ほども少しお話させていただきましたが、四條畷市の人権行政を推進していく上での根幹との位置づけを持つ「四條畷市人権行政基本方針」が、令和7年度で期間満了となることに伴いまして、改定を行う必要が生じています。改定に際しては、外部からの専門的な意見を方針に反映させていく観点から、副市長からの挨拶でも少しありましたが、この審議会へ諮問をさせていただくこととしております。改定に向けた詳細につきましてはこの後の案件で説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。本案件に関する説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。特になければ次の7つめの案件となります「人権行政基本方針改定に向けた考え方、スケジュールについて」でございます。事務局で内容説明をお願いします。

●事務局

それでは資料番号4「令和6～7年度人権行政基本方針改定に向けたスケジュール」をご覧ください。基本方針の改定に向けた議論を行う組織体とスケジュールのお話になるんですが、この審議会の他、市役所内部の検討組織として、資料の上段にある市長をトップとする「人権施策推進本部会議」と、本部会議の下に設置する組織として、中段に記載している「人権施策推進専門部会」この3つの組織による議論のキャッチボールをするかたちで来年度5月ごろの成案化に向けて進めていくこととしております。

市の要綱では、関係課の課長級の職員により構成される「人権施策推進委員会」という組織もあるのですが、今回は、将来を見据えまして、今後の市政運営を担う、原則主任級の職員から構成される専門部会を、改定に向けた組織体の1つとして位置付けることとしています。この専門部会のメンバーにつきましては、資料番号5のとおりとなっておりますので、また後ほどご確認いただけたらと思います。

この審議会につきましては、本日を含め、パブリックコメント前の原案についての議論を行う次回の11月26日、そして来年4月中旬には、成案化する前の案としての答申をいただきたいというふうに考えております。

全体的に非常にタイトなスケジュールとなっておりますが、このような行程で改定に向けた作業を進めて行きたいと考えておりますので、皆さま方におかれましては、お忙しい中とは存じますが、ご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

改定を行うスケジュールについては以上のとおりですが、改定に向けた基本的な考え方につきましては、この後の案件でも説明しますが、この資料の左の四角囲みの③にありますとおり、スケジュールがタイトな中ということもありますので、基本的には現行の基本方針をベースにしながら、必要な部分についての時点修正を行っていくことをまず前提となる基本

的な考え方としたいと考えております。

なお、本日の審議会に先立ちまして、9月12日に開催されました、第1回の専門部会の議事の要旨を資料番号6のとおりまとめています。1回目の専門部会につきましては、初回ということもありまして、本日の審議会と同じような、会の役割や改定に向けたスケジュールの共有などを行いながら、我々人権部局だけではわからない部分、それぞれの所管部署ごとの法改正などの部分についての確認をお願いし、修正いただいたものを本日の資料に反映しているというような状況となっております。その他委員間で、基本方針に関する簡単な意見交換を行っているという状況です。この案件の説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。はい、次に8つ目の案件となります「人権に関する市民意識調査の結果について」でございます。事務局で内容説明をお願いします。

●事務局

次に資料番号7「人権に関する市民意識調査結果報告書」をご覧ください。基本方針改定に向けた基礎資料とすることを趣旨に、昨年度のこの審議会でもご意見をいただきながら、今年の5月1日から1ヵ月間、無作為抽出した市民2,000人対象に行った結果を取りまとめたものとなっております。内容については、資料を事前送付させていただいておりますので、時間の関係上詳細な説明は割愛させていただくんですが、この調査の結果から得られたもののエッセンスを、次の案件の基本方針(素案)に落とし込むようにしております。

なお、この結果報告書につきましては、最終的な精査を行ってから、市HPに公開を予定しております。また、本日資料としているこの資料7のほかに、要点をまとめた概要版を現在作成しておりますので、何とか次回の会議までにはお示しさせていただければと考えているところです。説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。

●吉田委員

基本方針を改訂するということですので、とりわけ現状認識というのを大事にしないといけないのかなと。ベースになる市民をとり巻いている情勢について、この3年間コロナの自宅待機を余儀なくされた。相談員の皆さんにおかれては、これまで以上に家庭内暴力、DVの相談が増えたんじゃないかと思います。先ほど副市長のご挨拶にもあったように、旧優生保護法による障がい者の方への差別であるとか、冤罪事件で袴田さんが四十数年間死刑囚として裁かれることに至っていた。検察はこれは偽造じゃないかということもあったんですけども、長期にわたって人の命を左右するようなことがある、そのような我々を取り巻いている情勢をしっかりと分析する、というか共有した上で、これからの作業に入らないと上滑りになってしまうんじゃないかと危惧しております。時間はないけれども、この審議会のメンバー、会長を中心に現状認識は一致させていくということは作業の一つなのかなと、認識しております。

●窪会長

大変貴重なご意見をありがとうございます。

はい、どうぞ。

●平田委員

郵送して web で回答というのはQRコードか何かを付けているんですよね。回答数が、回収率が14%で、回答してくれた人の人数が291人ですかね。291人のアンケート結果というのは、資料として少し弱いのではないかなと思うんですけども。補うような形で、例えば大阪府の資料を使うとかはまずいんですかね。参考程度というかたちで。

●窪会長

今のに関連して同じような主旨で質問させていただきたいのですが、前回のやつを比較して出しているのがすごくありがたいんですけども。前は回収率が33.1%あった。今回半分以下になってしまっている。なぜかという原因について、今の平田さんの質問に付け加える形で、お伺いしたいと思います。

●事務局

まず1点目ですけれども、下がった要因なんですけれども、前は無作為抽出者2,000の方に郵送で送って、同封している返信用封筒で返していただくという形だったものが、今回はハガキを2,000人に送付してQRコードで読み込んで回答いただくという形になったのが1番の要因なのかなと。インターネットが復旧していく中でも、一定年度の年齢以上になってくると回答が煩わしくなったりするのではないかなと考えています。

ハガキはアンケートのお願いとQRコードで、紙で回答したいという問い合わせがあれば、その方にはアンケートを郵送するという対応はさせていただいていたのですが、それがここで書いてある紙回答15件になります。回答件数が減っているのはおそらくそこではないかなと思います。

●窪会長

私もそう思います。回答者に仕事を移してしまっているわけですね。次回からは紙に戻されるでしょうか。

●事務局

全庁的にいろんな計画で、いろんなアンケートを取っていくんですけども、四條畷市としてはこのような形で行っていくというスタンスなので、おそらく我々の部署以外も含めて今後もそのような形で実施されていくのかなと、考えているところです。

●窪会長

そうなんですか。

●事務局

2点目の回答数の有効性なんですけれども、庁内の会議でも意見があったところで、インターネット等で調べてみて、統計学という学問になるんですけども、1億人、10億人、30億人に調査を行った時に率は関係がないみたいなのですが、400件回答があった場合には概ね正確であろうということです。例えば300件、200件に下がった場合には回答誤差というものが出てくるようですが、「あなたが～についてどう思いますか」それに「はい」と答えた割合が例えば60%という調査であったとすれば、400件の回答があれば5%の誤差で済むので、実際全部の方にアンケートを送っても55%~65%に落ち着くという学問的なサンプ

ル調査らしいです。それをこの291人に当てはめると学問上の話ですけれども、誤差というのは5%~6%ぐらいの誤差であるということです。必ずしもちゃんとした統計がとれていないという訳ではないと考えています。

●窪会長

よろしいでしょうか。今の回答で。

●平田委員

ものすごく心配ですね。

●窪会長

2次元コードやQRコードを持っていない人もいます。そういう人たちをはずした形になるので、差別ですね。

●平田委員

インターネットを普段使う人からしたら、QRコードを読み取るのはなんでもないと思うんです。全然知らない人はQRコードの使い方すら分からない。今デジタル難民という人達が置きざりになっていて、マイナンバーも役所が便利だけで、使う側は不便ですから。

●窪会長

確かに1点だけ良いことはあって、自由感想にも書いてありますが、意識の高い人が一生懸命書いてくれている。答えなきゃと思ってくれた人が時間をとって答えてくれているので、積極的な回答がある。そういう意味では分かるんですが、しかしそれをふまえても正当性があるのかということが問題。以上です。

●青柳委員

他の課の調査結果はどうなんでしょうか。

●事務局

全てを把握しているわけではないですが、あまり上がった下がったという話を聞かないです。

●青柳委員

そういう方向が果たして良いのかという話が審議会で出たということをお話していただいて、ご検討の余地はあるのではないかなと思うのですが。

●事務局

庁内の会議でも、元々紙でしてもらっていた時の調査2,000人に対して、4,000人、5,000人に送るという方法をとるべきだな、という話は上がっていました。

●青柳委員

回答をしてもらう人数を上げるための、ということでしょうか。

●事務局

そうですね。

今回人権の場合は低かったですが、他では30%回答があるところもあるので、それも一つの手段かなと思います。

●平田委員

これは予算的なものもあって紙送付や返信の封筒をあきらめたということでしょうか。

●事務局

予算だけに特化しているわけではなく。

●平田委員

デジタルが流行りだからということでしょうか。

●事務局

デジタルを推進するという意味で取り入れております。会長にも言っていたんですが、webでの回答なので、無回答の場所というのがなくて、進んでいくためには必ず入力をしていといけないので、最終的には全て入力されたデータがもたらえたということが良い点だと思っております。

●平田委員

アンケート結果は後々公開する予定なんですよ。その時に人数ではなく%で記載したらごまかされてしまうという部分があると思うんです。四條畷の良心を信じたいと思います。

●窪会長

私としては再考をお願いします。という個人的な感想を申し上げておきたいと思います。はい、どうぞ。

●吉田委員

見えている人と見えていない人、感覚の違いの問題を我々も当事者として踏まえておかないといけないと思うのですが。

●田中委員

審議会の資料については、資料を読んでもらう機会があるので大丈夫です。

●吉田委員

例えば障がい者基本計画をつくる際の意識調査では、当然まわりで介護や支援をして下さっている方にもお力をかしていただいて、ということになるだろうと思うんですけども。より本音のところに迫れるような手立てはいるのかなと。精度というのは数の問題だけではないのかなと。そうしたことを前提としつつ、最後まで書ききってくださった人の良心を信じたいなと思います。

●窪会長

ありがとうございます。他にご意見は。

●南畑委員

市民の意識という部分では、もっとこうなってほしいって、自分からアンケートを答えたい人もいるんじゃないかと思うんですけども。

そういう人たちは選ばれなかったから言えないということなんでしょうか。

●窪会長

つまり、言いたいことはあるけど、アンケートが来なかったということでしょうか。

●南畑委員

言いようがないのかなと。

●吉田委員

無作為抽出ですもんね。

●事務局

望ましいのは全市民にお伺いをするという方法なんですけれども、予算であったり、作業量も考慮して今回 2,000 人ということになりました。

●吉田委員

いかなる時もこれだけは言いたいということを言えるようなよろず箱や窓口も必要だと思ったりもします。

●窪会長

よくあるのは市のホームページにご意見ご要望があればここに書いてくださいというのを見るのですけれども、四條畷市は無いんでしょうか。

●事務局

それは別に「市長の意見箱」というのがあって、ホームページにも設けている状況です。

●窪会長

そういう形で市民の方のご意見をお聞きしたいので、気兼ねなくお書きください、ということをご案内するというのは労力もコストもかかりませんから。

貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見のある方は。

私から申し上げたいのは、15ページの問7ですが子どもの話ですよね。「四條畷市子ども基本条例」を2016年に制定しました。その条例についてどれくらい知っていますか、というのがあって、知らない方が多くなっているんです。逆に言うと、部落差別に関わることは18ページなんですよね。どのように知ったか見てみると学校の授業で教わったとちゃんと書いてあるんですよね。やっぱり教育委員会との協力によって、学校で市の条例であったり、憲法、条約を社会の時間でも総合学習でも結構ですので、行っていただけるよう市の方から呼びかけるとか推進するといいんじゃないかなと思います。

もう1点、19ページの問13の同和問題の解決に対するあなたのお考えはどれに近いですかというところなんです、「3 そっとしておけば自然になくなる」という部分に私は驚いてしましまして、これが16.8%もいるということで、これが昔から言われている「寝た子を起こすな」という理論なんです。過去50年間の部落解放運動で克服されてきたのかと思いきや、これが日本人典型的なんですんよね。問題を見なければ、なくなっていくんだという考え方なんです。これは一生懸命に戦っている人に対する侮辱ではないのかなと言いたいです。れがいまだに出てきているというのが、人権行政が及ばなかった所、もっと大きく言うと学校教育なんですよね。十分ではなかったのかな、ということを見つめ直さないといけないのではないかなと思います。

これは市だけの問題ではなく、国際人権法学会というのがあるんですが、人権の専門学会なのに、こういうことを言う人が出てきているんです。日本全体で人権という意識がどんどん後退していつているのではないかと懸念しております。それでこうしたことを申し上げました。以上です。他にありませんか。

では、次の案件にいかせてもらいます。次に9つ目の案件となります。ここからが本題になってくるかと思いますが「人権行政基本方針（素案）について」でございます。事務局で内容説明をお願いします。

●事務局

それでは、ここからがようやく本題という部分になります。これまでの説明と重複する部分もありますが、資料番号8「四條畷市人権行政基本方針（素案）」をご覧ください。

現行の基本方針の期間が、前回の改定から令和7年度で10年となり、基本方針に示されている期間の満了を迎えることに伴い、令和7年度中の改定を行っていく必要があることから、先ほどお示したスケジュールに基づいて今後進めて行くことは先ほど説明させていただいたとおりです。

この資料が、先ほど諮問させていただいた、今後人権行政基本方針の改定に向けて議論を行っていくに際してのたたき台となる、現時点では「素案」と呼ばれるものになります。

まず、先ほどスケジュールのところで少し触れましたが、改定に際しての前提となる基本的な考え方についてご説明させていただきます。資料の4ページ「(3) 基本的な考え方」をご覧ください。

第1段落のところで、審議会等でもご意見をいただきながら、過去より社会状況の変化に対応するための改定を行ってきたこと、第2段落では人権の普遍性に触れ、根幹となる部分は変わるものではないこと、第3段落で、これまで審議会が現行の基本方針に基づいた進捗管理を行ってきた経過があり、それを尊重することが人権行政の推進に繋がることについて記載しています。

この3つを踏まえ、人権行政基本方針改定に向けての基本的な考え方として、まず現行の基本方針の枠組みや骨子のようなベースの部分の大きく変えるのではなく、あくまでも「現行の基本方針をベースとする」、それからこの間の社会情勢を踏まえ、「必要な部分について時点修正を行う」、この2点を改定に向けての大前提となる基本的な考え方として進めていきたいと考えおりますので、まず最初にこの部分について共有しておきたいと思います。

それでは、修正している主な箇所について、時間の関係上かいつまんでになりますが説明させていただきます。

印刷の関係上見にくくて申し訳ございませんが、少し字の色が薄いところが追記した場所、削除は見え消しで表示させていただいております。

まず、全体の構成的な部分ということで、表紙を1ページめくった目次の部分をご覧ください。基本方針の全体的な構成として、国や府の取り組み、市のこれまでの取り組み、先ほどの基本的な考え方というような、総論としての部分を第1章で整理しています。

次に第2章として本市における主要な課題ということで、女性やこども、高齢者など、本市における個別の人権課題を列記しています。

この第2章については、上位計画との整合性を取る観点から、順番を大阪府の計画の順番に並び替えているほか、(7)として、近年問題が深刻化している「インターネットの上の人権侵害」を、(8)に「性的マイノリティの人権」を新たに追加することとしています。

第3章は、第2章で列記した個別の人権課題を含む、課題解決に向けた方針やアクションの部分となっており、第4章は人権行政の推進体制や進捗管理について整理をしている部分となっております。

その後の第5章は、前回一部改訂を行い、当時の最新の動向ということで、人権関連3法の

制定に伴い章を追加した部分となりますが、第5章については、第1章の(1)、人権を取り巻く外的な状況というところに溶け込ませるような形で整理を行いましたので、章としては削除する形をとっています。

第5章以降の参考資料はここでご意見をいただくような内容ではございませんので、本日の資料からは割愛しておりますが、第4章までの本編以降の用語解説については、必要な時点修正を行っている状況です。

次に、章ごとに簡単に説明させていただきます。まず、目次の次の資料の1ページからになりますが、第1章は先ほども説明したとおり、総論的な部分となります。

この案件の冒頭で説明したとおり、全体を通して前回の計画改定時の平成28年からこれまでの間の時点修正を行うというところから、この間の国際的な動きや、国の法改正、その他言い回しなどを修正しています。

1ページでは、近年その理念が広く浸透してきたSDGsや、先ほど説明したとおり、人権関連3法や、府における人権関係3条例の制定、2ページの下段には新しい要素としてLGBTQ+やSOGIEなど、4ページでは先ほど説明した基本的な考え方や、基本方針の新たな期間として、今回も市の最上位計画である総合計画との整合性の観点や人権の普遍性から、今回も10年を期間としているところです。次に6ページからの第2章は、さきほど説明したとおり、個別の人権課題について列記しております。7ページからの女性に関わる人権を例に、構成について説明します。

構成としては、最初に各人権課題の法改正の歴史や現状、次に□囲みで「現状と課題」として、市の取り組みや課題感に触れた上で、9ページのような形で、人権課題ごとに市民意識調査の結果の抜粋を新しいものへと修正を行っており、最後に□囲みで「行動指針」として、市が取り組んでいくべき方向性を示すという形で各人権課題ごとに整理しております。先ほども説明しましたが、この行動指針に沿って、市役所の各部署がどんな取り組みを行ったかを毎年度集約し、この審議会で皆様にその内容についてご議論いただくことで、この基本方針の進捗や管理を行っているという状況です。

第2章における新しい要素として、先ほども申し上げましたが、27ページから31ページまでにおいて、近年問題が深刻化しているインターネット上の人権侵害と性的マイノリティの人権について、これまではその他の人権課題ということで整理していたものを、新たな課題として項立てを行っています。

40ページからの第3章は、人権行政の確立に向けて、第2章の個別の課題を含めて、総合的に市が取り組んでいくべき方針を記載しておりまして、全体的な書きぶりなどの修正を行っています。

この3章では、人権行政の推進に向けて市が取り組んでいくべき大きな方針を謳っておりますので、第3章においても、2章と同様にそれぞれ行動指針が設定されております。

今回資料として提示させていただいている、この基本方針の素案の作成については、国の法改正などについては、関係部署の協力をいただいたり、専門部会の場合などで、一定素案に盛り込んでいる状況と考えておりますが、行動指針については、現時点であまり修正を行っていない状況ですので、今回を含め、今後の審議会の場で、この部分について様々なご意

見をいただくことができればと考えております。

次に50ページからの第4章は、主に人権行政の推進体制や進捗管理についての記載部分となっております。51ページの(3)の進捗管理の部分について、最後の行のところになりますが、前回の改定の時に答申をいただいていた内容の1つになりますが、取り組みの内容をできるだけ市民に開示し、透明性を確保していく観点から、今回の素案では取り組み状況を公開するように修正を行っています。最後に、61ページからは、用語解説ということで、本文の修正に伴って修正を行っています。

最後に、本日のゴールなんですけれども、先ほど資料番号4のところで、全体の改定スケジュールをお示しさせていただいたのですが、この審議会に関しては、今日を含めて3回の開催で、3回目には一定答申というものをいただくスケジュールとなっております、非常に限られた回数となっております。もう少し余裕があれば、例えば今回はここ、次回はここなど、議論の分野を絞ってご議論いただくこともできたかもしれませんが、この会議数の中では現実難しい状況がありますので、本日は、資料については事前に送付させていただいておりますので、特にテーマを設けずに、ブレインストーミングではないですけど、まずは広くこの素案について時間の許す限り幅広くご意見をいただきまして、事務局で反映できるものは可能な限り反映させていただいて、次の庁内の専門部会へと繋げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

●窪会長

ありがとうございます。ただ今事務局のご説明ですと、まずは全体的にブレインストーミングを行ってくださいということですね。

●事務局

それぞれのご専門であったり、詳しい内容があって、見ていただいている箇所も違うと思うので。

●窪会長

みなさんそれでよろしいですか。全体として、ご意見、ご質問をいただけたらと思います。

●吉田委員

大阪府内でweb上でここが被差別部落だと写して、という事件があって裁判もやっている。課題として順位が下がっているということが1つと、兵庫県の猪名川町で猪名川町部落差別解消の推進に関する条例ができたということを伺ったんです。猪名川町ではとりわけ部落差別に関する意識調査を特化してやっているということなんです。これが大変な数字がでてきているということです。

先ほど指摘があった「寝た子を起こすな」という話なんですけれども、分母の少ない調査で2割近い人がそう思っていることが出たということは、被差別部落のない地域だからこそ、この問題はより深刻なのではないかと思うんです。周辺地域の方が逆に偏見の概念が強いのではないかということがあって、この市が人権行政基本方針をさらに改定するにあたって、この間の講演会では、阿久澤さんが部落差別は変容しているとおっしゃっていました。

どの問題も大事だけれども、特に同和問題というのが一番最初に出てきた課題であるので、より重点を置かないといけないのではないかと私は思います。

●窪会長

具体的には課題のところで、女性に関わる人権の前に置いた方がよいということによろしいでしょうか。

●吉田委員

章立てで言うと、過去だいぶ遡ると同和問題が前に来ていたと思うんです。国民的な問題だと言われていた同対審の答申が出たあたりというのは、優先順位が一番に来ていたと思うんです。しかし、その後の情勢によって、人権全般にわたって新たな問題も出てきているのかなと思うので、項目としては平行して出てくるものかと思うのですが、この市としてどういう風にまずクリアしていく方針なのかということを考えると、100年かかって解決しなかった問題を、101年目に解決する意欲と熱意をもって、頑張っていけないといけないのかなと。

●窪会長

ありがとうございます。みなさんいかがでしょうか。

私の方から1つ。吉田さんに関連してなのですが、差別禁止法を制定していこうという姿勢をどこかで書いていただきたいと思うんです。調査の中で、そのことについて知らなかったということがあるわけです。

吉田さんがおっしゃったように、障がい者差別であるとか部落差別であるとか昔から謳われているのにも関わらず、それを禁止する法律がないわけです。差別禁止法については長きにわたって国連から勧告されていることなんです。なので、国際的な正当性もあります。国に対しても積極的に呼びかけていくんだということを、どこかに言及していただければありがたいと思います。

●青柳委員

私も吉田委員に関連してなんですけれども、課題の順番って見る人からしたら、重要な順番ではないかと、一般市民的に。本市の一番上にあるものが一番大事なんだ、ということになっているのかなんですよね。そういう順番ではないということを、但し書きをした上で記載していくとか。

一番最初の「女性に関わる人権について」というのは、明らかに男性の記載が落ちてしまっています。行動指針のところには、「男女」とすごく書かれています。「現状と課題」の前には女性の差別に関する経緯が書かれているので、確かに女性に関わる人権なのですが、結果どうかと言えば、男女のことについて書かれているので書き方の問題かと思うのですが、男性の人権も記載しておいた方がいいのではないかなと思います。

表題のところについて「女性に関わる人権について」というのは中に入れていただいて、男女という表現に変えられた方が分かりやすいと思います。

●吉田委員

先日新聞で男性の更年期障害の休暇制度について取り上げられていました。全国の自治体では、男性の更年期障害の特別休暇が認められているのは、四條畷市と確か東松山市だけなんだそうです。

●窪会長

そうなんですか。

●吉田委員

制度ができたのは50年近く前なんですけれども。当時はおかしいと言われていたんですが、医学上でも男性の更年期障害はあるんだということが分かって、最近特に企業におけるマンパワーとなっている40代、50代の人たちが大変な思いをしたり、場合によっては離職することもあるということで、企業も男性の更年期には関心をもって、男性もフォローアップしなければと社会問題化しているということが載っていました。

青柳さんが言っていたように男も女もということで、体も含めてということで。今回の選択的夫婦別姓についても、社会全体でどうあるべきなんだと言われている情勢ですので、男女の方がよろしいかと思います。

●青柳委員

男性の自殺率も多いと聞いていますし、8ページの中でマタニティハラスメントは女性だけの問題だと思うんですけれども、DVとかセクハラは男性の被害者もあるので、市民意識調査は女性の人権についてだけ聞かれているので、仕方がないにしても、計画の本文の中では男性も入れるべきで、何らかの書き方の工夫があった方がいいと思います。

●窪会長

鈴木さんは今の話についてどう思われますか。

●鈴木委員

去年アンケートをつくる時に、男性の人権もという話もさせてもらっていたかと思うんです。なくなったんですけれども。

順番なんですけれども、目次で見ると今回のアンケートの中で市民の意識の中で上位に挙がっているのが女性の問題、次に子ども、高齢者ではなく障がい者。順番となると難しいんですが、市民の意識としてこうなったという並びにするのか、大阪府の並びに合わせるのか。去年どういう順番で並べているのかという話になったかと思うので、それもあって大阪府の並びにしたのかなと。同和問題については大事だと思うので難しいのですが。青柳案でいいのかなと思います。

●事務局

順番なんですけれども、大阪府に合わせて女性という記載になっています。大阪府と合わせて女性という記載になっています。

●窪会長

国が男女共同参画と言い出した頃、批判がありまして、もちろん女性の社会進出についてもそうだし、古典的な概念についてもそうだし、国に対して対策を呼びかけたところ、国は男女平等だと言ったという話があります。その後、青柳さんがおっしゃったように男性も実はこういう問題があるんだということが自覚されてきたということなんです。

●平田委員

前回「出会い系サイト」と「マッチングアプリ」についてお話があったんですけれども。

あれから調べてみたら、「マッチングアプリ」は結婚相談所の業務をネット上でできますよ、と

ということで身分証明書を登録して、できるだけ安全性を確保したというものであり、「出会い系サイト」というのは今も規制されているらしいですが、性風俗のあっせんみたいな感じで使われていたので、その「マッチングアプリ」を「出会い系サイト」の中に組み込む考え方の人もいるらしいですが、「マッチングアプリ」と「出会い系サイト」のアプリは別物だという認識が広まっているようです。使っている人は「マッチングアプリ」というのはいかがわしいものではないという認識があるのですが、使っていない人達是一緒のものだと認識しているので、結婚式で馴れ初めを言う時に困るんだそうです。前回のアンケートでは一緒に書いてしまったので、もうちょっと調べておいたらよかったと思いました。

●窪会長

ありがとうございます。他にありませんか。

なければ私から、形式的なことについて申し上げます。3ページの「したがって…」のところです。58ページ(別紙1)の人権行政概念図のところを見ると、「人間が生まれながらに持っている自然的権利」と書かれています。その下には「日本国憲法が保障する権利」と書かれています。その下が「基本的人権の享有・個人の尊重・幸福追求権・法の平等」とあります。中身を読んでみると、憲法だけではなく、各種人権に関わる条約について、たくさん書かれているんです。概念図を見ると日本国憲法が保障する権利となっているところが、3ページを見ると「憲法の理念」となっています。表現をそろえなくてもいいですか、というのが私の質問です。

もう一つ、あちこちで人権に関する条約についてふれているのに、ここには出てこないの、入れた方がよくないでしょうか。憲法が保障する権利だけであれば、それでもかまわないのですが、その次に「関連国際人権条約が保障する権利」も入れなくてはいけないのではというのが私の意見です。「関連国際人権条約の理念」または「関連国際人権条約が保障する権利」という箱を一つ下に増やしてはいかがでしょうか。

他の方、いかがでしょうか。

●平田委員

13ページの高齢者の人権の部分なんですけれども、この一番初めの文言で「高齢者の人権については、超高齢社会を迎えた日本においては特に避けて通れない重大な問題です。」というのが、別に高齢者の人権については、高齢化社会でなくても避けて通れない問題じゃないのかなと思う人がいるのではないかなと思うのですが。

●窪会長

何か修正案などありますか。

●事務局

今日ご欠席の委員からいただいているご意見もありますので、それも踏まえて調整させてもらいたいと思います。

●青柳委員

50ページの(2)のところで、多様化と複合化が2回出てきているのが文章的に分かりにくいかなと。

●窪会長

文言修正ですね。ありがとうございます。他には何かありませんか。

●鈴木委員

37ページの行動指針の①ところで、ハンセン病、コロナなどの感染症に続けて、アイヌの人々の理解と続けて書いてあるんですけども、これはこの並びでいいのかなと思うのですが。分けた方が良くないのでしょうか。

●窪会長

アイヌ民族の問題については別項をたてられては、ということですね。「先住民族差別について」とかね。ありがとうございます。他には。

●鈴木委員

32ページの職場における人権についてのところなんですけれども、四條畷市事業所人権連絡会における、会員への公正採用選考の案内や研修について書いてくださっているのはうれしいんですけども、会の加盟団体というのは、公正採用人権啓発推進員を選任している事業所の集まりなんです。ということは、大阪府内に関しては25人以上の従業員がいる会社だけになります。大阪府以外は50人以上になります。そこに入っていない会社の方が四條畷市では多いんです。商工会でも人権研修をしていますので、商工会を消しているんですけども、復活した方がいいのではないかなと。

●窪会長

ご検討をお願いします、ということですね。

鈴木さんの意見に関連して、先程の人権行政概念図の別紙3で、行政と市民の関連団体関係図というのがあるんですけども、大切だと思っていて、その中で左側が行政で右側が市民関連団体となっているんですね。5団体が入っています。今の32ページのところで、鈴木さんがおっしゃった事業所人権連絡会が出てくるんですが、こういった団体の名称を他のところでも入れていただきたい。どこが動いているのか分かるようにしていただいた方がいいと思っています。抽象的にするより、こういったところで市民・関連団体と協力している、とした方が、こういった団体があるんだということが分かりやすいと思っておりますので。

なるべく関連団体や協力団体を各課題の説明の中で入れていく方向性を取っていただいた方がありがたいと思っています。

例えば16ページの「高齢者の社会参加の機会確保、人材活用」という箇所があります。

「豊かな知識や経験を活かした社会活動や～、高齢者が積極的に社会参加できるよう環境整備に努めます。」とあります。こういうところですね。前ページに労働の話として「2.働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていない」というのがあります。こういうところを事業所人権連絡会や商工会で研修を行ったとなった場合、近づいてきます。

そういう形で、関連団体がこんなふうに頑張っていますよ、というのがあれば具体的なことが見つかりますので。

13ページの「2016年には～」というところで、「さらに2013年に高齢者雇用安定法が改正され、希望者全員の65歳までの再雇用が可能になりました。」とあるんですが、実際65歳以上で働いている方はいっぱいいらっしゃるな、とは思っていたんですが、65歳以上なん

でしょうか。最近ではもっと上の方もいらっしゃるような気がするんですが。つまりこれは法的ルールだという話なんでしょうか。

●吉田委員

会社での現在の法律のルール上では65歳だと思います。ただし、実態としては70歳以上の方も多くいらっしゃいます。

●窪会長

つまり条文上はそうだという話ですね。ありがとうございます。

●青柳委員

用語解説の中の削除している用語について、こういった意図で消しているんでしょうか。

●事務局

定義が一般化したところですね。用語として普及してきたものは削除しています。

●青柳委員

そうですね。

本文の中に出てきていないという訳ではないですね。「市民的自由」とか「自己実現」も消されていますが。

●事務局

そこについては、全体を通しての書きぶりの中でということになります。

●青柳委員

71ページの「市民的权利と自由」の「自由」のところも消されていますよね。権利だけでなく自由も必要だと思うんですけども。42ページに「市民的权利と自由」ってついているけれど、何で消されたのかなと。

●事務局

整合性等、確認いたします。

●窪会長

新しく来た方々は何かございますでしょうか。感想でもかまいません。

●鈴木委員

すみません、11ページの「ネウボラなわて」って何でしょうか。

●事務局

担当課ではないので、詳しくは説明ができませんけれども、子どもが生まれてから寄り添いながら、切れ目なく福祉的な対応を行っていくという施策の理念で、令和2年に保健センターや子育て総合センターなど、関連部署が横の連携をとりながら進めていくというものになります。今までは、保育所までとか、小学校に入るまでとか、小中学校と分かれていたものが、切れ目なく支援していくという理念で始まったと聞いています。

●窪会長

担当はどこでしょうか。

●事務局

保健センター、子育て総合支援センターとか関連部署の連携で行われているものです。

●窪会長

若い夫婦に四條畷市に来てくださいと言えるものなので、いいですね。

●事務局

人口の社会増を増やしていくというのが市の大きなスタンスですので、子育てしやすいまちとするための施策になっています。

●窪会長

子どもの人権の前が女性に関わる人権という順になっているんでよね。今おっしゃっていただいた子育て世帯の貧困化というのは、シングルマザーの問題と密接に結びついているんだと思うんです。子育ての問題であって女性の問題でもあるとか、それについてふれることによって今の女性の問題と次の子どもの問題とリンクしているんですよ、ということを強調していただいても良いかもしれません。2回出てきてもいいと思うんです。ネウボラなわても四條畷の売りだと思っているので。女性が働きながら子育てができる条件整備や支援というのも入れていただければと思います。

皆さんいかがでしょうか。

そしたら、もう一つ生活支援に関して言うと、23ページの外国人なんですよ。内部での議論の中で、外国人問題が単なる国際交流だけじゃないんだと指摘されていたんですけど、生活に必要な情報が日本語が分からない外国人には分からないので、サポートしたいんだと書いてあるわけです。外国人も暮らしやすいまちづくりを目指しています、というように、生活支援のための情報提供も書いていただけたらいいのではないかと思います。四條畷市にはいわゆる国際交流協会のようなものはないんでしょうか。

●事務局

四條畷市にはない状況です。

●窪会長

にほんご教室というのはどなたが担当されているんでしょうか。個人ででしょうか。

●事務局

公民館を担当する部署がやっております。

●窪会長

公民館なんですね。ありがとうございます。

私は豊中の国際交流協会の評議委員もしてまして、市の政策として、外国人支援、日本語教室や日本語ボランティア等をやっていて、それで聞かせていただいております。

●吉田委員

この、にほんご教室のボランティアの人が在日外国人の子どもさんたちの翻訳とかしてくださってますもんね。

●窪会長

四條畷市も大いに宣伝をしていただきたいと思います。

他に皆さんないでしょうか。48ページの(6)に「救済」と書いてあるんですが。四條畷市の「救済」の定義はどこでなされているんでしょうか。人権擁護のパンフレットの本文を読みますと、人権擁護について説明をしているんです。法務省の人権擁護機関の活動の中で、人

権侵犯事件の調査・救済とあるんですね。法律的なアドバイスをする援助、当事者間の話し合いを仲介する調整、人権侵害を行ったものへ改善を求める勧告など、と書いてあります。そこに入る前に調査と書いてあるんです。調査というのはあくまで協力者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うような強制捜査ではありません、と書いてあります。被害者のアフターケアも書いてあるんですけども、結局救済になってないんですよ。つまり加害者がこれに従うか任意だという訳です。日本の人権機関は国連からは人権機関ではないと言われているんです。本当の人権機関だったら法務省から独立していないといけないと思うんです。被害者を救済するような機関をつくってくださいという勧告を国連から何度も受けているわけです。

なので、四條畷市としては「救済」とはどのように捉えているんですか、という質問です。定義とか何かありますか。ぱっと見ると「相談救済」が1つの概念になっているんじゃないかと思うんですね。必ずしも個別であるものではなくて、相談活動が大きい概念としてあって、その中に相談の一部として救済があるんじゃないかなと思っていたんですが。個別に救済があるわけではないんですね。分かりました。それで結構です。

●吉田委員

差別というのは差別する側の問題で、差別される側の問題ではないということですよ。

●窪会長

そう思います。ところが、日本では、例えば女性差別の問題でも部落問題、障がい者の問題でも被害者側に問題がある。だから語らなければいいんだという話になるんです。その現実から出発しないといけないのに、日本はそこを見ようとしません。それが最大の問題です。法律をきちんとつくって被害者の救済にあたりましょうね、というのが国際的な潮流になります。

●窪会長

ほかにご意見よろしいですか。

●吉田委員

回数が少ないとは言え、結構な量が出たんで、一度事務局的にも整理をした方が良くないかな、と思うんですけど。

●事務局

ありがとうございます。

●窪会長

事務局のできる範囲でやっていただけたらと。欠席なさっている委員の方も含めてメール等で資料をお送りいただいて、また質問をいただくという形で。委員同士とのコミュニケーションをとっていただければありがたいと思います。

●吉田委員

専門部会にも委員の意見を届けていただいて、場合によっては座長が乗り込んでいただいて。できたらそれこそが協働かなとも思いますけれども。

●事務局

スケジュールとしては、最初にご説明したとおりに議論をキャッチボールして進めていく形なので、また各委員に、今日の議事録を確認いただき、11月の専門部会がありますので、今回こういう議論がされたというのを出発点に議論させていただいて、それがまた審議会に返ってくるという形にしたいと思います。今日出していただいたご意見を消化してから次の専門部会につなげていきたいと思っています。

見え消しの部分は見にくいので、特段意見が出なかったところは消した形で、この資料以降の修正版と分かる形で次回以降提供させていただきたいなと思っております。

最初の方にご意見が出た章立てについては1つの物差しとして上位計画とさせていただいたのですが、重点順となると主観が入ると收拾がつかなくなるかなと思いますので、鈴木さんから意見の出た、アンケート結果というのは理由として説明ができると思うので、また検討させていただきたいと思います。

●窪会長

本日の予定案件はすべて終了いたしました。本日の案件は以上となります。今回の議事録については事務局が作成したものを皆様に確認いただいた後、最終的に私に一任とさせていただくということで、よろしいでしょうか。それでは事務局、委員の方を含め何かございますでしょうか。

●事務局

次回審議会は11月26日開催予定となっております。また開催案内をさせていただきます。資料は1週間前をめどに事前送付しますので、内容をご確認いただき、ご参加ください。

●窪会長

それでは本日の会議はこれで終了とさせていただきたいと思います。皆さま長時間にわたりありがとうございました。